独立行政法人福祉医療機構の中期目標案の概要

1 中期目標の期間

平成15年10月から平成20年3月までの4年6ヶ月

2 福祉医療貸付事業の目標

(1)事業目標

特別養護老人ホーム等社会福祉施設、病院・診療所等医療施設等の整備を促進するため、社会福祉施設、医療施設の整備資金等の貸付を行い、福祉及び医療の基盤整備に貢献する。そうした政策目的に沿いつつ、コストに応じた金利設定を行い、事業の効率性を高める。

また、民業補完の観点から民間資金の一層の活用について検討する。

(2)業務の質の向上(国民に対するサービス向上)のための目標

- ア 借入申込から貸付内定までの平均所要期間を次のとおりとする。
 - ・ 社会福祉施設等(福祉貸付) 4ヶ月以内
 - ・ 医療施設等(医療貸付) 3ヶ月以内
- イ 貸付契約締結後の請求から資金交付までの所要期間を20営業日以内とする。

(3)財務内容の改善(安定化)のための目標

アリスク管理債権の増加の抑制

リスク管理の徹底により、貸付残高に対する延滞先債権及び破綻先債権の合計額の比率を1.5%程度に抑える。

イ 自己資金調達の拡大

法人全体(年金担保貸付事業分を含む。)での財投機関債の発行額を増額する。

ウ ALM管理の徹底

貸付原資の借入期間と貸付金の貸付期間との乖離を抑制すること等適切なALM管理を行うことにより、将来の金利変動リスクの発生を抑える。

3 長寿・子育て・障害者基金事業(助成事業)の目標

(1)事業目標

事業の事後評価の実施及び利用者のニーズの把握等を行うことにより、民間の創意工夫を活かしたきめ細やかな高齢者及び障害者に対する在宅福祉事業、子供が健全に育っていくことができる環境づくりを通じて子育てを支援する事業及び障害者スポーツの振興を通じて障害者の社会参加を推進する事業等を行う民間団体に対する助成をより効果的に行い、民間が自主的に行う福祉活動の活性化に貢献する。

(2)業務の質の向上(国民に対するサービス向上)のための目標

助成金の交付申請から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

4 その他の事業の目標

機構は上記以外にも多様な事業を行うこととされており、各事業の特性に応じて業務の効率化及び業務の質の向上に関する目標設定を行う。

- 福祉医療経営指導事業(経営セミナーの開催、個別経営指導等)
- 退職手当共済事業(社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給)
- ・ 心身障害者扶養保険事業(扶養者亡き後の心身障害者に対する年金を支給する道府県市の共済事業の再保険)
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業(インターネット等による福祉、医療に関する情報提供)
- ・ 年金担保貸付事業(厚生年金等の受給者に対する年金受給権を担保とした小口資金の貸付)

5 業務の効率化のための目標

業務の効率化により、運営費交付金で行う事業については、中期目標期間中、 経費の節減目標を定量的に設定する。

(注)中期目標の内容は現時点におけるものであり、数値を含め未確定のものであり、 今後変更の可能性があるもの。

独立行政法人福祉医療機構の中期計画素案の概要

1 福祉医療分野に対する政策融資の実施機関としての取組み

1)福祉及び医療の政策目標の推進への貢献

国の政策と密接に連携し、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を 推進、医療施設の質的向上と効率化を推進。

(= ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン、医療制度改革の推進) 国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等に臨機応変に対応。

2)福祉医療貸付事業の効率性の向上

現行金利体系の再整理により、自己資金調達を拡大しても利差益が発生する 基本構造へ転換。

3)民間金融機関との役割分担に配慮

民業補完の観点から、可能な限り、民間資金の一層の活用を図るための仕組みへの改善を検討。

4)利用者の利便性の向上

貸付申込み受理から貸付内定通知までの期間を、福祉貸付については 4ヶ月、医療貸付については3ヶ月に短縮。貸付契約締結後の資金交付を請求後 20営業日以内に。

5)貸倒れ・金利変動に備えたリスク管理の徹底

審査業務、債権管理業務におけるリスク管理の徹底により、貸付残高に対する延滞先 債権及び破綻先債権の合計額の比率が中期目標期間中 1 . 5 %程度を上回らないよう 努力。

長期固定の貸付中心の資産構造の下で自己資金調達の拡大等による将来の金利変動リスク増大に備え、ALM(資産負債管理)システムの活用によりデュレーション・ギャップを管理目標を定め維持管理。

6)財政融資資金への依存度を必要最小限に抑制

財投機関債の年間発行総額を平成15年度対比で150%以上と目標設定し、 市場からの資金調達を積極的に実施。

7)政策融資で培った専門知見を活用した経営指導事業の充実

施設経営セミナーについて、*実施2ヶ月前まで*に開催内容を告知、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上に、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上に。個別施設の経営診断について、所要日数を60日以内に短縮、中期目標期間中に延べ150件以上を実施。

- 2 民間福祉活動を支援するために政策的助成を行う基金についての取組み
 - 1)助成における重点分野の設定と独創的・先駆的福祉活動の推進

地域の独創的・先駆的事業への助成において、事業評価の成果や国の施策の動向等を踏まえ、重点助成分野を毎年度 4分野以上設定して、時代の要請に応えた民間福祉活動を育成・支援。

2)幅広い分野における民間の創意工夫を活かした福祉事業に持続的に助成。 特に、地域のNPO法人等の独創的・先駆的な民間福祉活動を支援し、今後の地域 社会活性化の起爆剤に。

助成先の 70%以上を地域においてNPO法人等が実施する独創的・先駆的な事業や地域の実情に即したきめ細かな事業等に対し助成し、その活動の基盤を整備。

3)事業継続への意欲と能力を重視した助成を進めることにより、地域の民間福祉団体が自らの力で事業を継続をできるように。

地域における独創的・先駆的な事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に対し、事業継続の意欲と能力を重視した審査を行い、その 8 0 %以上については、助成終了後も事業が継続されるようにする。

4)客観性・透明性が確保された厳格な審査に基づく事業採択・事業評価の推進と、優良な助成事業の積極的な周知啓発

外部専門家の委員会により、厳格な審査及び事業評価を行うとともに、その結果は毎年1回ホームページ等で公開。

特に評価の高い事業について、毎年度平均 20事業以上選び、年2回以上の事業 報告会等で紹介し、広く周知。

| 5) 安定的な助成財源の確保

上記目標達成には、持続的な助成事業の展開が必要。このため、中期助成計画に基づき、基金の運用につき、安全確実な中でも可能な限りの利回りを確保し、助成財源を安定的に確保。

6)他の民間資金助成団体等との連携の強化による、事業実施ノウハウの 共有化、助成の効率化

基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、他の大手民間資金助成団体等との意見交換・情報交換を年2回以上実施し、民間資金助成団体における助成ノウハウの蓄積を支援するとともに、他団体の実績を踏まえ、基金助成のより一層の効率化を検討。

- 3 法人全体での共通の取組み
 - 1)運営費交付金で行う事業の経費節減
 - 2)顧客サービスの向上に直結する業務の迅速化
 - 3)業務革新プロジェクトの推進、ISO9001の認証取得
- (注)中期計画の内容は現時点におけるものであり、数値を含め未確定なものであり、今後変更の可能性があるもの。